

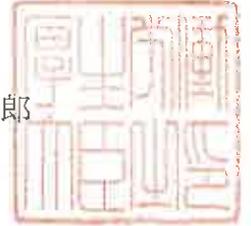
厚生労働省発開0327第1号

令和 8 年 3 月 27 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野賢一郎



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

1 認定職業訓練実施基本奨励金の支給額の引き上げ

認定職業訓練実施基本奨励金の支給について、基礎訓練は特定求職者等一人につき六万三千元に基本奨励金支給単位期間数を乗じて、実践訓練は特定求職者等一人につき五万三千元に基本奨励金支給単位期間数を乗じて支給しているところであるが、この省令の施行の日以降に開始した認定職業訓練を実施した場合の認定職業訓練実施基本奨励金の支給について、基礎訓練は特定求職者等一人につき六万六千元に基本奨励金支給単位期間数を乗じて、実践訓練は特定求職者等一人につき五万六千元に基本奨励金支給単位期間数を乗じて支給するものとする。(第八条第二項関係)

2 認定職業訓練実施基本奨励金の支給基準に係る特例の取り扱い

令和五年十二月八日から令和九年三月三十一日までの間に開始した情報処理分野に係る認定職業訓練であって厚生労働省人材開発統括官（以下「人開官」という。）が定めるものを実施した場合の認定職業訓練実施基本奨励金の支給について、特定求職者等一人につき五千元、一万円又は二万円を基本奨励金支給単位期間毎に上乗せして支給する特例、令和五年十二月八日から令和九年三月三十一日までの間に開始した情報通信分野に係る認定職業訓練であって人開官が定めるものを実施した場合の認定職業訓練実施基本奨励金の支給について、特定求職者等一人につき五千元又は一万円を基本奨励金支給単位期間毎に上乗せして支給する特例を設けているところであるが、令和八年十月一日から令和九年三月三十一日までの間についても同様の取り扱いとする。(附則第三条の二及び第三条の三関係)

3 施行期日等

(1) この省令は、令和八年十月一日から施行する。(附則第一項関係)

(2) この省令の施行に関し、必要な経過措置を定める。(附則第二項及び第三項関係)